

下京区西部エリアの活性化を目指す検討会議に係る 企画・運營業務の委託に関する仕様書

1 委託の目的

梅小路公園における京都水族館の開業と鉄道博物館の建設計画を契機に、下京区西部エリアに拠点を置く施設や企業、事業者、団体等に呼びかけ、民間活力を生かして当該エリアの活性化を目指す検討会議を設置し（平成24年6月予定）、地域のポテンシャルや活性化のアイディアについて広く検討するため、検討会議に係る企画・運營業務を委託する。

下京区西部エリアのおよその範囲については、梅小路公園を起点に、南北は五条通から八条通、東西は七本松通から烏丸通に囲まれた地域を想定して、今後検討会議で議論を進める予定としている。

現時点で想定している業務内容（下記3）を上回る、有益で実現可能性の高い提案を期待する。

2 業務名

下京区西部エリアの活性化を目指す検討会議に係る企画・運營業務

3 業務内容

（1）検討会議で実施する取組等の企画

地域資源や参考事例に関する勉強会、ワークショップ、アイディアコンペなど、検討会議で実施する取組等の企画及びこれに伴う調査研究

（2）検討会議の設置、運営及び活動報告に関する事務

会場設営、資料作成、講師の調達、活動全体の進行管理、京都市が指定する事業者との連絡調整等

4 その他

（1）協議事項

この仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、京都市と受託者との間で協議を行う。協議が整わないときは、京都市の指示するところによる。

（2）個人情報等の保護

受託者は、この委託業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報をこの事業の目的外に使用してはならない。委託期間終了後も同様とする。

（3）損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、京都市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理する。

(4) 著作権

成果物（下記5）の作成過程で発生した当該業務に固有のアイデア、デザイン、手法、資料の著作権は、京都市に帰属する。

(5) 自主的な情報収集

受託者は、当該業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し、報告するとともに、京都市に有益な提案を積極的に行う。

(6) 会議又は打合せ場所の確保

受託者は、当該業務の遂行に当たり、京都市と会議又は打合せを行う必要があるときは、市役所内で行う場合を除き、会議又は打合せの場所を確保する。

(7) 会計検査への協力

本事業は社会資本整備総合交付金の対象であるため、会計検査の際に必要な会場使用料、謝礼金等の領収書の写しを提出すること。

5 成果物

次に掲げる成果物を京都市に提出する。

- | | |
|----------------------------|-------------|
| (1) 検討会議活動報告書 | A 4 版 4 0 部 |
| (2) 当該業務の遂行過程で取得し、又は作成した資料 | A 4 版 4 0 部 |
| (3) 上記(1)及び(2)に係る電子データ | 一式 |